相続人代表者届の提出について

市税(住民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)の納税義務者が亡くなられた場合、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。所有者の名義変更(相続登記、車両の名義変更等)の手続きが完了していない場合、相続人の中から代表者を決めていただき、その方に納税通知書をお送りいたします。

相続人の皆様で協議の上、「相続人代表者届」を提出してください。

なお、提出の際は提出される方の身分証明書(運転免許証等)の提示をしていただきます。 ※郵送時はその写しを提出してください。

ただし、固定資産税(都市計画税)について、法務局において既に相続登記等が年内に完了された場合や届出を提出された後に相続登記等をした場合は登記を優先します。

※相続人代表者届は、亡くなられた方に代わり市税の納税通知書を受領していただく方を決めていただくもので、相続登記、相続税の申告手続き及び車両の名義変更等とは関係ありません。

記 入 例

